

黒石市就学指導に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

黒石市教育委員会教育長 阿保淳士

黒石市教育委員会規則第4号

黒石市就学指導に関する規則の一部を改正する規則

黒石市就学指導に関する規則（平成24年黒石市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第1条中「又は」を「及び」に、「在学する者」を「在学する児童生徒（以下「児童生徒等」という。）」に、「障がいのある児童生徒の就学について」を「、教育上特別な支援を必要とする者への教育支援の充実を図るため」に改める。

第2条の見出しを「（教育支援）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「就学指導」を「教育支援」に改め、同項第1号中「障がいがある児童生徒の就学について」を「障がいの状態、教育上必要な支援の内容等を判断することが困難なもの」に改め、同条第2項中「就学指導」を「教育支援」に改め、同条第3項中「就学指導について」を「障がいのある児童生徒等への教育支援の内容について」に、「黒石市就学指導委員会（以下「就学指導委員会」という。）」を「黒石市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）」に改める。

第3条の見出しを「（教育支援委員会）」に改め、同条第1項及び同条第4項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条第6項中「就学指導委員長」を「教育支援委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育支援委員会が新たに組織された場合の最初の会議は、教育長が招集する。

第3条第7項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第4条の見出し中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、同条中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

前条に規定する事務を円滑に遂行するため、教育支援委員会に専門員を置くことができる。

第5条第2項中「就学指導委員会」を「教育長」に改め、同条第4項中「2年」を「委嘱の日から当該年度の3月31日まで」に改める。

第6条中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

第7条第1項中「就学指導」を「教育支援」に改め、同条第2項中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改める。

別記様式中「就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。